

二輪車リサイクルシステム FAQ (良くある質問)のご案内

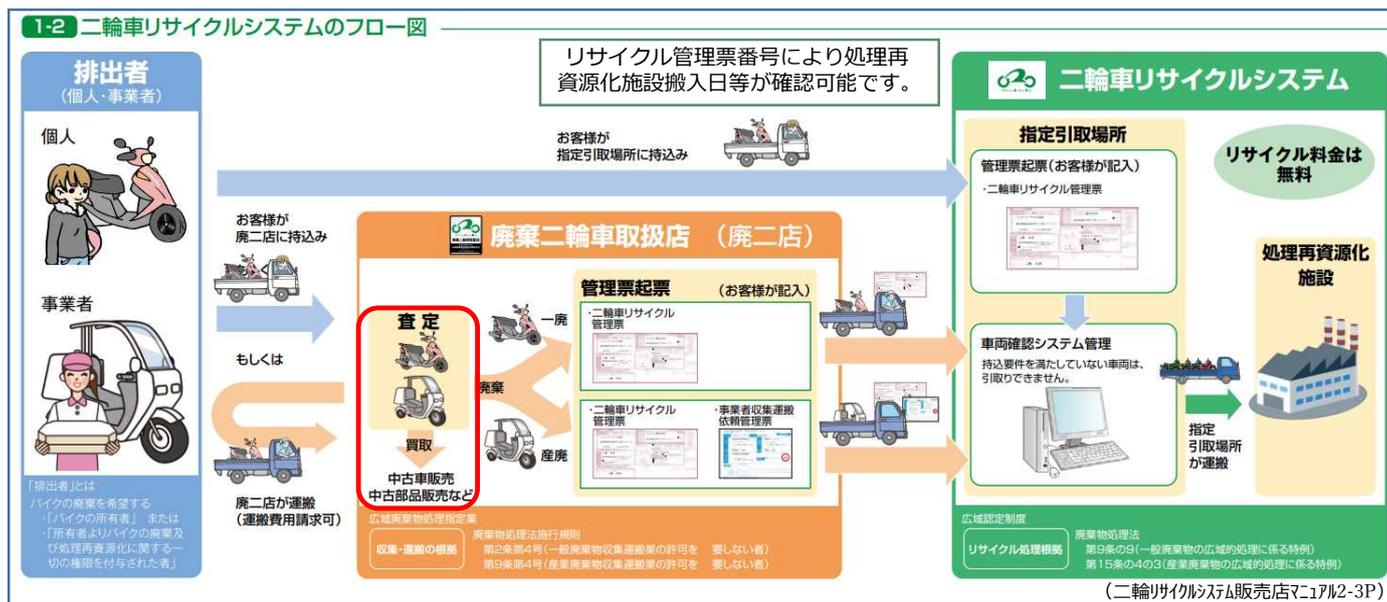
平素より、「二輪車リサイクルシステム(自主取組)」の運営について、ご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。さて、二輪車リサイクル関連で、廃二店様及び廃棄二輪車排出希望者からの、問い合わせや苦情が多い内容について、参考までご案内させていただきます。

その他、二輪車リサイクル関連でご不明な点がある場合には、お客様とのトラブルを回避するため、(一社)全国軽自動車協会連合会 (<https://www.zenkeijikyoo.or.jp/nirin/>) 及び(公財)自動車リサイクル促進センターのホームページのご確認並びに、二輪車リサイクルコールセンター(050-3000-0727)にお問い合わせ頂きますよう、お願いいたします。 (<https://www.jarc.or.jp/motorcycle/>)

【FAQ (良くあるご質問)】

Q1、ユーザーがリサイクル処理をしてほしいとバイクを持ち込んだが、まだ価値がある車両のため、ユーザーの同意を得て中古車として買取することは可能か？(廃二店様より)

A、**可能です**。まだ使える物はリユースをお願いします。尚、リサイクル処理することを約束し、二輪車リサイクル管理票に記入した車両は当該製造事業者の所有物となりますので、**転売・部品取りは厳禁です**。



Q2、自店販売車以外は対応しないと断られた。買った店以外では対応して貰えないのか？(排出希望者より)

A、自ら販売した二輪車、販売していない二輪車を問わず対応し、**相談を受けてください**。

2-1 使用済み二輪車の引取り相談

廃棄二輪車取扱店は、お客様(排出者)から使用済み二輪車の引取依頼があった場合、自ら販売した二輪車、販売していない二輪車を問わず、相談を受け付けます。

(二輪車リサイクルシステム販売店マニュアル5P)

Q3、リサイクル料金は無料と思っていたが有料と言われた。リサイクル料金は無料ではないのか？

(排出希望者より)

A、**リサイクル料金は、無料です**。但し、廃棄二輪車を指定引取場所まで移動する実費用は、リサイクル料金とは別にお客様に請求できます。

ステップ2 リサイクルを希望する場合に負担いただく料金の説明

廃棄二輪車のリサイクル料金

廃棄時にリサイクル料金を徴収することはありません。

指定引取場所までの移動に関わる実費用

廃棄二輪車取扱店が、排出者が持ち込んだ廃棄二輪車を指定引取場所まで移動する料金は、自店にて適正な料金(実費)を設定し、請求して下さい。排出者から引取りを依頼された場合も、別途、適正な実費用を請求して下さい。

(二輪車リサイクルシステム販売店マニュアル5P)